

社援保発0329第4号
平成31年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公 印 省 略）

「被保護者家計相談支援事業の実施について」の一部改正について

被保護者の家計管理については、生活保護法（昭和25年法律第144号）第60条において「収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない」と規定されているが、家計の改善支援を受けることについては、家計の見える化等により、その背景にある様々な課題の認識につながることから、家計管理能力の向上のみにとどまらず、世帯の課題の解消・自立助長に効果的である。

そのため、平成30年4月より「被保護者家計相談支援事業の実施について」（平成30年3月30日付け社援保発0330第12号）に基づき被保護者家計相談支援事業を実施いただいているところであるが、事業の効率的・効果的な取組を促進するため、当該通知を別添のとおり改正し、実施することとしたので、御了知の上、取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

「被保護者家計相談支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日付社援保発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

改正	現行
<p style="text-align: right;">社援保発 0330 第 12 号 平成 30 年 3 月 30 日</p> <p style="text-align: right;">〔改正 社援保発 0329 第 4 号〕 平成 30 年 3 月 29 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局保護課長 （公 印 省 略）</p> <p style="text-align: center;">被保護者家計<u>改善</u>支援事業の実施について</p> <p>被保護者の家計管理については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 60 条において「収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない」と規定されており、自立支援プログラム等を活用して支援を実施いただいているところである。</p> <p>この度、別添のとおり<u>世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える</u>被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対</p>	<p style="text-align: right;">社援保発 0330 第 12 号 平成 30 年 3 月 30 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局保護課長 （公 印 省 略）</p> <p style="text-align: center;">被保護者家計<u>相談</u>支援事業の実施について</p> <p>被保護者の家計管理については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 60 条において「収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない」と規定されており、自立支援プログラム等を活用して支援を実施いただいているところである。</p> <p>この度、別添のとおり<u>保護廃止が見込まれる</u>被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用に</p>

する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う被保護者家計改善支援事業を実施することとした。

については、本事業の実施に当たって必要な基本的事項を下記のとおり定めることとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

別添 1

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について

1 基本的事項

生活保護受給者の家計管理については、平成 25 年の法の改正において、法第 60 条において「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことを生活上の義務として規定したところであり、自立支援プログラムの一環として支援を行っているところもあると承知している。生活保護受給者を含む生活困窮者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されており、特に生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いや、法第 37 条の 2 に基づく住宅扶助の代理納付が行われていた場合には家賃の支払いが生じるなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することによ

についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う被保護者家計相談支援事業を実施することとした。

については、本事業の実施に当たって必要な基本的事項を下記のとおり定めることとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

別添 1

保護廃止が見込まれる世帯への家計相談支援について

1 基本的事項

生活保護受給者の家計管理については、平成 25 年の法の改正において、法第 60 条において「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことを生活上の義務として規定したところであり、自立支援プログラムの一環として支援を行っているところもあると承知している。生活保護受給者を含む生活困窮者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されており、特に生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いや、法第 37 条の 2 に基づく住宅扶助の代理納付が行われていた場合には家賃の支払いが生じるなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することによ

り、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。

こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施することとした。

2 対象世帯

家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

例えば、以下のような世帯が該当するものと考えられる。

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
- ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
- ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
- ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

3 実施方法

(1) 事業の実施に当たっては、業務の全て又は一部を委託により実施することが可能である。

(2) 支援の実施にあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく

り、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。

こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、保護廃止が見込まれる世帯に対する家計相談支援を実施することとした。

2 対象世帯

保護廃止が見込まれる世帯等のうち、家計相談支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

例えば、以下のような世帯が該当するものと考えられる。

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
- ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
- ・ 生活困窮者自立支援制度の家計相談支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
- ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

3 実施方法

(1) 事業の実施に当たっては、業務の全て又は一部を委託により実施することが可能である。

(2) 支援の実施にあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく

家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。一体的に実施することが難しい場合は、単独での実施も可能である。相談支援に従事する者は、4で示した事業内容を適切に実施できる者であって、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。

(3) (略)

4 事業内容

家計に関する課題を抱える世帯に対する支援については、以下の支援を実施すること。

(1) 相談受付（インテーク）

本事業による支援を希望する者の相談を受け付け、「相談受付・申込表」に必要事項を記入してもらう。

また、本人が相談受付・申込票に記入できない場合や、本人が進んで記入しようとならない項目は、無理強いせずに、家計改善支援員が記入を手伝ったり、代行したりすることも考えられる。

(2) ~ (6) (略)

このほか実施にあたっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別紙「4. 家計改善支援事業の手引き（別添4）」を参考にされたい。また、相談時家計表等の各種様式の例も当該手引に掲載されている。

※ なお、本事業による支援は、従来の自立支援プログラム（被保護者金銭管理支援に係る個別支援プログラム）等により実

家計相談支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。一体的に実施することが難しい場合は、単独での実施も可能である。相談支援に従事する者は、4で示した事業内容を適切に実施できる者であって、厚生労働省が実施する家計相談支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。

(3) (略)

4 事業内容

保護廃止が見込まれる世帯等に対する支援については、以下の支援を実施すること。

(1) 相談受付（インテーク）

本事業による支援を希望する者の相談を受け付け、「相談受付・申込表」に必要事項を記入してもらう。

また、本人が相談受付・申込票に記入できない場合や、本人が進んで記入しようとならない項目は、無理強いせずに、相談支援員が記入を手伝ったり、代行したりすることも考えられる。

(2) ~ (6) (略)

このほか実施にあたっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別紙「4. 家計相談支援事業の手引き（別添4）」を参考にされたい。また、相談時家計表等の各種様式の例も当該手引に掲載されている。

※ なお、本事業による支援は、従来の自立支援プログラム（被保護者金銭管理支援に係る個別支援プログラム）等により実

施されていた、生活保護費の分割支給や預貯金通帳の保管等、金品を直接扱うものとは異なるものである。

5 留意事項

家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援の内容については4のとおりだが、生活保護制度特有の事項を踏まえ、以下の点に留意すること。

(1)～(4) (略)

6 家計改善支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーとの連携

本事業を委託によって行う場合や、担当ケースワーカーと別部署において行う場合等には、家計改善支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーは密接な連携を図ること。

(1) (略)

(2) 福祉事務所は個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じて、家計改善支援の実施者に保護費の支給状況を情報提供すること。

(3) (略)

(4) 就労による収入増が望まれる場合等については、本人の同意を得た上で、被保護者就労支援事業との連携した支援を行うなど、効果的な支援の実施に努めること。

7 (略)

施されていた、生活保護費の分割支給や預貯金通帳の保管等、金品を直接扱うものとは異なるものである。

5 留意事項

保護廃止が見込まれる世帯等に対する家計相談支援の内容については4のとおりだが、生活保護制度特有の事項を踏まえ、以下の点に留意すること。

(1)～(4) (略)

6 家計相談支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーとの連携

本事業を委託によって行う場合や、担当ケースワーカーと別部署において行う場合等には、家計相談支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーは密接な連携を図ること。

(1) (略)

(2) 福祉事務所は個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じて、家計相談支援の実施者に保護費の支給状況を情報提供すること。

(3) (略)

(新規)

7 (略)

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援について

1 基本的事項

大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認められているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合があります。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。

こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計改善支援を実施することとした。

2 (略)

3 事業内容

大学等への進学費用等に関する相談や助言として、以下に掲げるような支援を必要に応じて実施する。

(1)～(4) (略)

(5) 家計改善支援機関による支援

進学費用の準備や進学後の家計に不安を抱える者のうち、家計改善の専門的な支援を希望する場合、別添1の3の方法

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計相談支援について

1 基本的事項

大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認められているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合があります。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計相談支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。

こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計相談支援を実施することとした。

2 (略)

3 事業内容

大学等への進学費用等に関する相談や助言として、以下に掲げるような支援を必要に応じて実施する。

(1)～(4) (略)

(5) 家計相談支援機関による支援

進学費用の準備や進学後の家計に不安を抱える者のうち、家計相談の専門的な支援を希望する場合、別添1の3の方法

<p>により実施することとし、同4に記載の支援を行う、または当該支援を行っている機関に対象世帯をつなぐ。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>により実施することとし、同4に記載の支援を行う、または当該支援を行っている機関に対象世帯をつなぐ。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--